

令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、「令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務」の委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 業務名
令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務
- (2) 仕様書
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託料
2,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内
※選定件数については、予算4,000千円の範囲内とする。

3 留意点

当該業務に係る予算については、青森県議会令和8年2月第325回定例県議会に、令和8年度当初予算案として提案している。

そのため、議決された場合に契約を締結することとし、議決されない場合は契約を締結しない。

4 スケジュール

3月11日（水）	企画提案競技の実施通知
3月16日（月）	質問受付期限
3月18日（水）	質問に対する回答
3月27日（金）	参加申込書提出期限
4月17日（金）	企画提案書提出期限
4月下旬	書面審査
4月下旬	審査結果の通知
4月下旬以降	委託候補先との打合せ・契約締結

5 参加資格及び方法

- (1) 企画提案競技に参加できる者
次に掲げる条件を全て満たすこと。
 - ① 県内に営業拠点を有する食品関連事業者であること。
 - ② モデル実証の連携先となる県内食品加工事業者及び原料生産者等と取引可能であること。
 - ③ 県外食品関連事業者等との連携（ニーズの聞き取り、試作品等の意見聴収及び取

引等) が可能であること。

- ④ 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ⑨ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑪ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納している者でないこと。

(2) 参加方法

別紙「令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務企画提案競技参加申込書」を令和8年3月27日（金）午後5時（必着）までに提出すること。なお、提出方法は、持参、郵送、電子データのいずれかとし、必ず到着確認を行うこと。

6 提出資料

(1) 企画提案書 5部

- ① 原則として日本産業規格A4判縦使いとし、別紙様式に基づき作成する（一部A3判資料折込使用可）。
- ② 連携プロジェクトによる商品づくりの企画内容を、具体的な例を交え可能な限り詳細に記載すること。また、プロジェクトの実施体制、スケジュール及び業務実績について、記載すること。
- ③ 仕様書に記載した委託業務の内容以外に、効果を高めるための独自の企画及び提案がある場合は、その内容を記載すること。

(2) 見積書及び見積明細書 5部

- ア 経費の積算内容がわかるように記載すること。
- イ 宛名は「青森県知事 宮下宗一郎」とすること。

7 企画提案書の提出

持参又は郵送（宅急便でも可）にて、令和8年4月17日（金）午後5時（必着）ま

で提出すること。

8 選定方法

(1) 審査方法

提出された書面により下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ① ターゲット（県外食品関連事業者等）のニーズ
- ② プロジェクトの方向性等（趣旨の理解）
- ③ 取組内容（試作品案、想定される連携が必要な食品事業者、導入機械・設備導入、意見聴取及び販路開拓の方法）
- ④ 実施体制（担当者の配置、連携先）
- ⑤ スケジュールの実現可能性
- ⑥ 遂行能力（過去実績、経営状況）
- ⑦ 見積金額（費用積算内訳）

(2) 審査結果

- ① 審査結果は、企画提案競技参加者に速やかに通知する。
- ② 審査結果についての異議申立は受け付けない。

9 質問事項について

企画提案競技に関する質疑は、令和8年3月16日（月）午後5時までに電話、電子メールで受け付け、令和8年3月18日（水）までに回答する。

10 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案競技に係る一切の費用は、参加者が負担する。
- (3) 企画提案書の差し替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めないが、採用された企画提案書については、青森県と協議の上、変更することがある。
- (4) 提案数は1者1提案とする。

11 問い合わせ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ

電話：017-734-9456

E-mail：shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

様式

令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務
企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

記

令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務に関する業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

担当者名 _____

電 話 _____

F A X _____

メ ー ル _____